平成２５年（フ）第２５３号
石川県かほく市宇野気リ220番地３
債務者　中井　　恒
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２６２号
金沢市神野町東139番地　デスタン神野東108号、従前の住所京都市左京区静市市原町1095番地11、従前々の住所京都市下京区朱雀正会町１番地の１
債務者　山本ミサ子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２３４号
山梨県南アルプス市江原196番地２　コーポなでしこ１－３
債務者　遠藤　昭彦
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
山梨県甲府市武田３丁目１番27号102
債務者　土橋富美子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
山梨県甲斐市中下条406番地　タウニィグリーン201
債務者　神戸久美子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４４号
山梨県韮崎市藤井町駒井2055―１　穂坂方、住民票上の住所山梨県韮崎市藤井町北下條1822番地　志村集合住宅103号
債務者　川上　　一
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４５号
山梨県韮崎市藤井町駒井2055―１　穂坂方、住民票上の住所山梨県韮崎市藤井町北下條1822番地　志村集合住宅103号
債務者　川上智恵美
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
山梨県韮崎市藤井町北下條532番地１　コーポ保坂Ｃ棟102号
債務者　清水　委美
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
山梨県南アルプス市下今諏訪426番地　ベルメゾンＴＡＫＥＤＡ105
債務者　八塩　英二
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５２号
山梨県甲斐市玉川888番地　県営玉川団地30号館418号
債務者　深沢　美智
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６１号
長野県東御市常田76番地15
債務者　五野智恵美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第８７号
長野県東御市和1584番地３　東信ハイツＢ―103
債務者　平川　竜志
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２４７号
岐阜市白菊町５丁目５番地
債務者　松田抜型こと　松田　敏雄
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５４４号
広島市西区小河内町２丁目24番18―301号
債務者　林　信ノ資
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３６号
広島市西区大芝２丁目８番14―204号
債務者　安藤　益子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２号
愛媛県松山市高砂町３丁目２番地20　ライブタウン高砂611号
債務者　長嶋　千景
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
松山地方裁判所民事部